

議員提出議案第11号

オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書

地方自治法第99条の規定により、国に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和3年12月21日提出

提出者	知立市議会議員	石川智子
賛成者	知立市議会議員	杉山千春
	〃	神谷文明
	〃	田中健
	〃	佐藤修

提案理由

この案を提出するのは、議場に参集できないような非常時や、その他必要と認められる場合においては、地方議会の判断で、本会議運営をオンライン会議などの手段による遠隔審議・議決を可能とするよう、地方自治法の改正を国に対し強く要望するためである。

オンライン本会議の実現に必要な地方自治法改正を求める意見書 (案)

新型コロナウイルス感染症拡大を経験し、相当数の議員が自宅待機等を余儀なくされる場合においても、急を要する感染症対策議案の審議、議決が求められる事態が、現実のものとして想定されているが、地方自治法第113条及び第116条第1項における「出席」の概念は、現に議場にいることと解されているため、オンライン会議による本会議運営は、現行法上困難とされている。

このような状況下にあっても可能な限り議会の機能を保持するため、新型コロナウイルス感染症対策を検討する知立市議会災害対策会議をオンライン会議の手法を用いて実施し、議会の権能と責務を果たしている。

また、総務省が令和2年4月30日付総行第117号で、委員会運営については地方議会における意思決定によってオンライン化は可能との見解を示したことを受け、知立市議会ではオンラインでの開催を可能にする委員会条例を改正し、非常時でも権能を止めない体制の整備をしている。

一方で、本会議でのオンライン化が実現できなければ議会運営上の利点は限られ、議会の意思形成過程である委員会審査において、オンライン化の有用性を認識しながら、本会議における導入を否定する現行の法律では合理性に欠けると思われる。

よって、国においては、議場に参集できないような非常時や、その他必要と認められる場合においては、地方議会の判断で、本会議運営をオンライン会議などの手段による遠隔審議・議決を可能とするよう、下記の趣旨で地方自治法を改正することを強く要請する。

記

1. 地方議会における本会議の開催が、情報通信技術による仮想空間での議会審議への参加、表決の意思表示によっても可能となるよう、議事堂への参集又は議場への出席が困難な場合には、会議規則により参集場所又は出席場所の複数指定や変更ができる旨を地方自治法において明文化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年 1 2 月 2 1 日

知 立 市 議 会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣